

港区告示第二百十九号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十四条第一項の規定に基づき、カルム六本木マンション建替組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十四条第一項の規定により、左記事項を公告します。

令和五年五月二十五日

港区長 武井雅昭

記

一 組合の名称

カルム六本木マンション建替組合

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 名称

カルム六本木

(二) 敷地の区域

東京都港区六本木三丁目一一番一八

三 施行再建マンションの敷地の区域

東京都港区六本木三丁目一一一番一八

四 事業施行期間

令和四年四月四日から令和八年八月三十一日まで

五 事務所の所在地及び設立認可の年月日

(一) 事務所の所在地

東京都港区芝五丁目三〇番一、六〇二号

(二) 設立認可の年月日

令和四年四月四日

六 事業施行期間の変更内容

(一) 変更前

令和四年三月二十五日から令和八年八月三十一日まで

(二) 変更後

令和四年四月四日から令和八年八月三十一日まで

七 定款又は事業計画の変更の認可の年月日

令和五年五月二十五日